

複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～

令和3年度税制改正により税務関係書類における押印義務の見直しが行われ、相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）による相続税申告書への押印は要しないこととされました。

このため、**2人以上の相続人等がいる場合**には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、**申告書第1表及び第1表（続）**（以下「第1表等」といいます。）**には共同して提出する方のみを記載して提出**してください。なお、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります（下記参照）。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

【具体例】

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同申告する相続人等の申告書

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

相続税の申告書 (FD 3561)

被相続人: 国税太郎 (75歳)

相続人: 国税花子 (68歳)

取得財産の価額表 (第1表):

取得財産の価額	4,983,921.51	2,566,463.50
相続開始時点の被相続人の債務	2,462,603.5	
債務及び形式費用の金額	2,741,594.0	3,359,600
相続税控除(控除額)	4,956,022.46	2,532,867.50
課税標準額	3,000,000	1,000,000
課税標準額×税率	4,986,000.00	2,542,860.00

相続税の申告書(続) (FD 3562)

相続人: 税務幸子 (39歳)

住所: 市川市〇〇〇6丁目3番1号

マイナンバー: 112678683

第1表(続) (平成31年1月分以降用)

取得財産の価額	1,126,786.83
課税標準額	2,000,000
課税標準額×税率	2,000,000

マイナンバーを記載してください。

単独で申告する相続人等の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書 (FD 3561)

被相続人: 国税太郎 (75歳)

相続人: 国税一郎 (41歳)

取得財産の価額表 (第1表):

取得財産の価額	4,983,921.51	1,290,671.18
相続開始時点の被相続人の債務	2,462,603.5	
債務及び形式費用の金額	2,741,594.0	2,440,563.40
相続税控除(控除額)	4,956,022.46	1,290,671.18
課税標準額	3,000,000	1,000,000
課税標準額×税率	4,986,000.00	2,440,563.40

単独で申告書を提出する場合は、申告書第1表(各人の合計欄が設けられている様式)を使用してください。



令和3年7月

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の欄の右上部の「参考として記載している場合」欄にある「参考」を○で囲んで、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

（注）「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は「参考」を○で囲んでください。

参考として記載している場合
参考

相続税の申告書(続)

共同して申告書を提出しない相続人等の分については、マイナンバーを記載しません。

【参考】

上記の方法のほか、共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

上記の「参考として記載している場合」欄に○をしている相続人等の分は申告書として取り扱われないため、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表(続)に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するかどうかの明示を別途行う必要はありません。